

ピラクロストロビン(Pyraclostrobin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴い要請があつたもの。										
構造式	<p>The chemical structure of Pyraclostrobin is shown. It features a 4-chlorophenyl group attached to the nitrogen of a 2-methylimidazole ring. This ring is substituted with a methylene group, which is further substituted with a 4-(dimethylamino)benzyl group. The benzyl group has a carbonyl group (C=O) attached to its para position.</p>										
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	<p>ストロビルリン系殺菌剤 植物病原菌内のミトコンドリア内のシトクローム電子伝達系を阻害し、胞子発芽及び菌糸伸長を阻害することで作用すると考えられている。</p>										
適用作物／適用病害虫等	適用拡大申請：かき、うめ、すもも／落葉病、炭疽病、黒星病等										
我が国の登録状況	かぼちゃ、りんご、もも等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	キャベツ、りんご、コーヒー豆等に国際基準が設定されている。米国において、ぶどう、らっかせい等に、カナダにおいてブロックリー、マンゴー等に、EUにおいてかんきつ類、豆類等に、オーストラリアにおいてりんご、ぶどう等に、ニュージーランドにおいてぶどう、キウイ等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量(ADI) 0.034mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] ①2年間 慢性毒性試験(ラット・混餌) ②2年間 発がん性試験(ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 3.4 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。										
暴露評価	<p>EDI／ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI／ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>24.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1～6歳)</td> <td>49.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>16.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>26.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量(Estimated Daily Intake)</p>		EDI／ADI比 (%)	国民平均	24.1	幼小児(1～6歳)	49.3	妊婦	16.7	高齢者(65歳以上)	26.5
	EDI／ADI比 (%)										
国民平均	24.1										
幼小児(1～6歳)	49.3										
妊婦	16.7										
高齢者(65歳以上)	26.5										
意見聴取の状況	平成21年7月28日に在京大使館への説明を実施 現在、パブリックコメント及びWTO通報手続中										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.2	0.02		0.2		
大麦	0.5	0.4		0.5		
ライ麦	0.02	0.02				
とうもろこし	0.02	0.1		0.02		
その他の穀類	0.5			0.5		
大豆	0.05	0.04		0.05		
小豆類	0.5	0.3		0.5		
えんどう	0.3	0.3		0.3		
そら豆	0.3	0.3		0.2		
らづかせい	0.05	0.05				
その他の豆類	0.3	0.3		0.2		
ばれいしょ	0.02	0.02		0.02		
さといも類	0.04	0.04				
かんしょ	0.04	0.04				
やまいも	0.04	0.04				
その他のいも類	0.04	0.04				
てんさい	0.2	0.2		0.2		
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.5	0.4		0.5		
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	20	16		20		
かぶ類の根	0.4	0.4				
かぶ類の葉	16	16				
西洋わさび	0.4	0.4				
クレソン	29	29				
はくさい	3	3	○			1.59(#), 0.252(#)/ 0.358(#), 1.34(#)
キャベツ	0.2	5		0.2		
芽キャベツ	0.3	5		0.3		
ケール	1	16		1		
きような	16	16				
チングンサイ	5	5				
カリフラワー	0.1	5		0.1		
ブロッコリー	0.1	5		0.1		
その他のあぶらな科野菜	16	16				
ごぼう	0.4	0.4				
サルシフィー	0.4	0.4				
チコリ	29	29				
エンダイブ	29	29				
レタス	2	29		2		
その他のきく科野菜	29	29				
たまねぎ	0.2	0.2		0.2		
ねぎ	0.7	0.9		0.7		
にんにく	0.05	0.9		0.05		
その他のゆり科野菜	0.9	0.9				
にんじん	0.5	0.4		0.5		
パースニップ	0.4	0.4				
パセリ	29	29				
セロリ	29	29				
その他のせり科野菜	29	29				
トマト	0.3	0.3		0.3		
ピーマン	0.5	0.3		0.5		
なす	0.5	1.4	○	0.3		0.06, 0.12(\$)
その他のなす科野菜	1.4	1.4		0.5		
きゅうり	0.5	0.5	○	0.5		0.072(#), 0.072(#)
かぼちゃ	0.5	0.5	○	0.3		0.050(#), 0.042(#)
しろとうり	0.5	0.5				<0.05, <0.05
すいか	0.5	0.5	○			
メロン類果実	0.2	0.3		0.2		
まくわうり	0.5	0.5				
その他のうり科野菜	0.5	0.5				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
しょウガ	0.04	0.04				
未成熟えんどう	0.02	0.5		0.02		
未成熟いんげん	0.5	0.5				
えだまめ	0.5	0.5				
その他の野菜	16	16		0.02		
みかん	0.02	0.02	○	1		0.006, 0.007, <0.005, 0.006
なつみかんの果実全体	1	2	○	1		0.37, 0.28
レモン	1	2	○	1		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	1	2	○	1		
グレープフルーツ	1	2	○	1		
ライム	1	2	○	1		
その他のかんきつ類果実	1	2	○	1		0.09(すだち) 0.05(かほす)
りんご	1	1	○	0.5		0.257, 0.204 / 0.178, 0.348
日本なし	1.5	1.5	○			0.437(#), 0.648(#) / 0.298, 0.220
西洋なし	1.5	1.5	○			
マルメロ	1.5	1.5				
びわ	1.5	1.5				
もも	0.02	0.02	○	1		<0.005(#), <0.005(#)(果 肉) 4.10(#), 1.08(#)(果皮)
ネクタリン	1	0.9	○	1		0.29, 0.38
あんず(アプリコットを含む)	2	0.9	申	1		(うめ参照)
すもも(ブルーンを含む)	1	0.9	申	1		<0.05, <0.05
うめ	2	申	1			0.36, 0.55
おうとう(チェリーを含む)	2	2	○	1		0.900, 0.554
いちご	0.5	0.4		0.5		
ラズベリー	2	1.3		2		
ブラックベリー	1.3	1.3				
ブルーベリー	1	1.3		1		
ハックルベリー	1.3	1.3				
その他のベリー類果実	1.3	1.3				
ぶどう	3	3	○	2		1.00(#), 1.19(#) / 0.782(#), 0.370(#), 0.323(#)
かき	0.7		申			0.12, 0.22(\$)
バナナ	0.02	0.02		0.02		
パパイヤ	0.05			0.05		
マンゴー	0.05			0.05		
ひまわりの種子	0.3	0.3		0.3		
くり	0.04	0.04				
ペカン	0.02	0.02		0.02		
アーモンド	0.02	0.02		0.02		
くるみ	0.04	0.04				
その他のナッツ類	1	0.7		1		
コーヒー豆	0.3			0.3		
ホップ	15	23		15		
その他のスパイス	29	29				0.96, 1.34, 0.80, 1.63(み かん果皮)
その他のハーブ	29	29				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.5	0.1		0.5		
豚の筋肉	0.5	0.1		0.5		
他の陸棲哺乳類の筋肉	0.5	羊 0.1 馬 0.1 山羊 0.1		0.5		
牛の脂肪	0.5	0.1		0.5		
豚の脂肪	0.5	0.1		0.5		
他の陸棲哺乳類の脂肪	0.5	羊 0.1 馬 0.1 山羊 0.1 0.05		0.5		
牛の肝臓	0.05	1.5		0.05		
豚の肝臓	0.05	1.5		0.05		
他の陸棲哺乳類の肝臓	0.05	羊 1.5 馬 0.1 山羊 1.5 0.05		0.05		
牛の腎臓	0.05	0.2		0.05		
豚の腎臓	0.05	0.2		0.05		
他の陸棲哺乳類の腎臓	0.05	羊 0.2 馬 0.2 山羊 0.2 0.05		0.05		
牛の食用部分	0.05	0.2		0.05		
豚の食用部分	0.05	0.2		0.05		
他の陸棲哺乳類の食用部分	0.05	羊 0.2 馬 0.2 山羊 0.2 0.05		0.05		
乳	0.03	0.1		0.03		
鶏の筋肉	0.05	0.05		0.05		
他の家きんの筋肉	0.05	0.05		0.05		
鶏の脂肪	0.05	0.05		0.05		
他の家きんの脂肪	0.05	0.05		0.05		
鶏の肝臓	0.05	0.05		0.05		
他の家きんの肝臓	0.05	0.05		0.05		
鶏の腎臓	0.05	0.05		0.05		
他の家きんの腎臓	0.05	0.05		0.05		
鶏の食用部分	0.05	0.05		0.05		
他の家きんの食用部分	0.05	0.05		0.05		
鶏の卵	0.05	0.05		0.05		
他の家きんの卵	0.05	0.05		0.05		
干しふどう		5		5		

(§)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

ピラクロストロビン

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.2
大麦	0.5
とうもろこし	0.02
その他の穀類(注1)	0.5
大豆	0.05
小豆類	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	20
キャベツ	0.2
芽キャベツ	0.3
ケール	1
カリフラワー	0.1
ブロッコリー	0.1
レタス	2
ねぎ	0.7
にんにく	0.05
にんじん	0.5
ピーマン	0.5
なす	0.5
メロン類果実	0.2
未成熟えんどう	0.02
なつみかんの果実全体	1
レモン	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	1
グレープフルーツ	1
ライム	1
その他のかんきつ類果実(注2)	1
ネクタリン	1
あんず(アプリコットを含む)	2
すもも(ブルーーンを含む)	1
うめ	2
いちご	0.5
ラズベリー	2
ブルーベリー	1
かき	0.7
パパイヤ	0.05
マンゴー	0.05
その他のナツツ類(注3)	1
コーヒー豆	0.3
ホップ	15
牛の筋肉	0.5
豚の筋肉	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物(注4)の筋肉	0.5
牛の脂肪	0.5
豚の脂肪	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05
牛の食用部分(注5)	0.05
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.03
干しぶどう	5

(注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

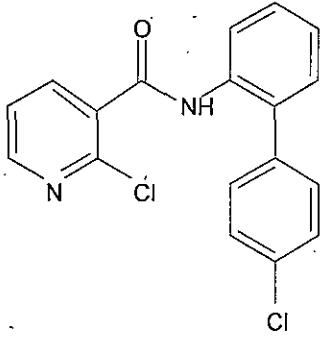
(注2)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注3)「その他のナツツ類」とは、ナツツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

(注4)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注5)「食用部分」とは、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外のものをいう。

ボスカリド(Boscalid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴い要請があり、併せてインポートトレランス制度に基づく基準設定の要請があつたもの。										
構造式	 <chem>CC(=O)N(c1ccc(Cl)c(c1)C)c2ccccc2Cl</chem>										
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	アニリド系化合物の殺菌剤 ミトコンドリア内膜のコハク酸脱水素酵素複合体の電子伝達を阻害することで作用すると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	適用拡大申請：しとう、だいす、うめ等／灰色かび病、菌核病、黒星病等 インポートトレランス申請：セロリ、大麦／うどんこ病、網斑病等										
我が国の登録状況	なす、きゅうり、りんご等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	りんご、ぶどう等に国際基準が設定されている。米国においてばれいしょ、セロリ等に、カナダにおいてリーフレタス、もも等に、EUにおいて穀類、仁果果実等に、オーストラリアにおいてりんご、畜産物等に、ニュージーランドにおいてぶどう、キウイ等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.044 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性試験(ラット・混餌) 無毒性量 4.4 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。										
暴露評価	<p>EDI／ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI／ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>38.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1～6歳)</td> <td>73.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>28.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>38.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI:推定一日摂取量(Estimated Daily Intake)</p>		EDI／ADI比 (%)	国民平均	38.3	幼小児(1～6歳)	73.3	妊婦	28.8	高齢者(65歳以上)	38.3
	EDI／ADI比 (%)										
国民平均	38.3										
幼小児(1～6歳)	73.3										
妊婦	28.8										
高齢者(65歳以上)	38.3										
意見聴取の状況	平成21年8月25日に在京大使館への説明を実施。 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定。										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大麦	3		IT		3 EU	[<0.01-1.79(n=10)(EU大麦)]
大豆	2	0.1	申			0.03, 0.57
小豆類 えんどう	2.5 2.5	2.5 2.5	○			0.126, 0.136(小豆) 0.340, 0.452(いんげん)
そら豆	2.5	2.5				
らづかせい	0.05	0.05				
その他の豆類	2.5	2.5				
ばれいしょ さといも類	0.05 0.05	0.05 0.05				
かんしょ やまいも	0.05 0.05	0.05 0.05				
その他のいも類	0.05	0.05				
かぶ類の葉 西洋わさび	10 0.7	10 0.7				
はぐさい キャベツ	3.0 3.0	3.0 3.0	○			0.50, 0.92
芽キャベツ	3.0	3.0				
ケール こまつな	18 18	18 18				
きような チングンサイ	18 18	18 18				
カリフラワー ブロッコリー	3.0 3.0	3.0 3.0				
その他のあぶらな科野菜	18	18				
ごぼう サルシフィー	0.7 0.7	0.7 0.7				
レタス その他のきく科野菜	20 2	11 0.7	○申 申			0.87, 2.29(レタス) 9.5, 11.4(サラダ菜) 4.0, 2.4(リーフレタス) 0.59, 0.92(きくしゃ)
たまねぎ ねぎ	3.0 3.0	3.0 3.0				0.006, 0.067
にんにく にら	3.0 3.0	3.0 3.0				
その他のゆり科野菜	3.0	3.0	○			<0.1, <0.1(らっきょう)
にんじん ペースニップ	0.7 0.7	0.7 0.7	○			0.28, 0.06
セロリ その他のせり科野菜	25 0.7	0.7	IT	45	アメリカ	[1.80-19.0(n=12)(米国セロリ)]
トマト ピーマン	5 10	5 10	○ ○			0.852, 1.09(トマト) 2.91, 1.74(ミニトマト)
なす その他のなす科野菜	2 15	2 1.2	○ 申			3.56(\$), 2.03 0.610, 0.932 5.4, 7.9(しとう)
きゅうり かぼちゃ	5 1.6	5 1.6	○ ○			1.00, 2.10 0.45, 0.22
しろとうり すいか	1.6 1.6	1.6 1.6	○			0.042, 0.039
メロン類果実 まくわうり	1.6 1.6	1.6 1.6	○			0.034(#), <0.005
その他のうり科野菜	1.6	1.6				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
たけのこ	1.6	1.6				
しようが	0.05	0.05				
未成熟えんどう	5	1.6	申			1.3, 1.8(さやえんどう)
未成熟いんげん	1.6	1.6				
えだまめ	2.0	2.0				
その他の野菜	1.6	1.6				
みかん	1	1	○			0.38, 0.16, 0.37(#) 3.52 / 2.85
なつみかんの果実全体	10	10	○			(なつみかん参照)
レモン	10	10	○			(なつみかん参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	10	10	○			(なつみかん参照)
グレープフルーツ	10	10	○			(なつみかん参照)
ライム	10	10	○			(なつみかん参照) 2.77(すだち) 2.26(かほす)
その他のかんきつ類果実	10	10	○			(なつみかん参照)
りんご	3.0	3.0	○	2		0.376, 0.560
日本なし	3.0	3.0	○			0.532, 0.435
西洋なし	3.0	3.0	○			
マルメロ	3.0	3.0				
びわ	3.0	3.0				
もも	0.2	1.7	○	3		0.036(#), 0.013(#)(果肉) 9.28, 1.74(果皮)
ネクタリン	3	1.7	○	3		0.48, 0.84
あんず(アプリコットを含む)	3	1.7	申	3		(うめ参照)
すもも(ブルーンを含む)	3	1.7	申	3		<0.05, <0.05
うめ	3	1.7	申	3		1.03, 1.36
おうとう(チェリーを含む)	3	3	○	3		1.28, 0.84
いちご	15	15	○			7.28(\$), 2.94
ラズベリー	3.5	3.5				
ブラックベリー	3.5	3.5				
ブルーベリー	3.5	3.5				
ハックルベリー	3.5	3.5				
その他のベリー類果実	3.5	3.5				
ぶどう	10	10	○	5		4.30, 5.20
かき	1		申			0.16, 0.46
バナナ	0.2			0.2		
その他の果実	1.2	1.2				
ひまわりの種子	0.60	0.60				
なたね	3.5	3.5				
ぎんなん	0.05			0.05		
くり	0.70	0.70		0.05		
ペカン	0.70	0.70		0.05		
アーモンド	0.70	0.70		0.05		
くるみ	0.70	0.70		0.05		
その他のナッツ類	1	0.70		1		
コーヒー豆	0.05			0.05		
ホップ	35	35				
みかんの果皮		40	○			11.5, 12.2, 29.3(#)(み かんの果皮)
その他のスパイス(みかんの果皮を除く。)		2.5				11.5, 12.2, 29.3(#)(み かんの果皮)
その他のスパイス	40		○			
スペアミント		30				
ペパーミント		30				
その他のハーブ(スペアミント及びペパーミントを除く)		18				
その他のハーブ	30					

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.10	0.10				
豚の筋肉	0.05	0.05				
羊の筋肉	0.10	0.10				
馬の筋肉	0.10	0.10				
山羊の筋肉	0.10	0.10				
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.05	0.05				
牛の脂肪	0.30	0.30				
豚の脂肪	0.10	0.10				
羊の脂肪	0.30	0.30				
馬の脂肪	0.30	0.30				
山羊の脂肪	0.30	0.30				
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.1	0.1				
牛の肝臓	0.35	0.35				
豚の肝臓	0.10	0.10				
羊の肝臓	0.35	0.35				
馬の肝臓	0.35	0.35				
山羊の肝臓	0.35	0.35				
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.05	0.05				
牛の腎臓	0.35	0.35				
豚の腎臓	0.10	0.10				
羊の腎臓	0.35	0.35				
馬の腎臓	0.35	0.35				
山羊の腎臓	0.35	0.35				
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.05	0.05				
牛の食用部分	0.35	0.35				
豚の食用部分	0.10	0.10				
羊の食用部分	0.35	0.35				
馬の食用部分	0.35	0.35				
山羊の食用部分	0.35	0.35				
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.05	0.05				
乳	0.10	0.10				
鶏の筋肉	0.05	0.05				
鶏の脂肪	0.05	0.05				
鶏の肝臓	0.10	0.10				
鶏の腎臓	0.10	0.10				
鶏の食用部分	0.10	0.10				
鶏の卵	0.02	0.02				
らつかせい油(※1)	0.15	0.15				
なたね油(※2)	5.0	5.0				
干しぶどう	10	8.5		10		

※1 食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。

※2 食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。

(§)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

ボスカリド

食品名	残留基準値 ppm
大麦	3
大豆	2
レタス	20
その他のきく科野菜(注1)	2
セロリ	25
その他のなす科野菜(注2)	15
未成熟えんどう	5
もも	0.2
ネクタリン	3
あんず(アプリコットを含む)	3
すもも(ブルーンを含む)	3
うめ	3
かき	1
バナナ	0.2
ぎんなん	0.05
その他のナツツ類(注3)	1
コーヒー豆	0.05
その他のスパイス(注4)	40
その他のハーブ(注5)	30
牛の筋肉	0.10
豚の筋肉	0.05
羊の筋肉	0.10
馬の筋肉	0.10
山羊の筋肉	0.10
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.30
豚の脂肪	0.10
羊の脂肪	0.30
馬の脂肪	0.30
山羊の脂肪	0.30
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.10
牛の肝臓	0.35
豚の肝臓	0.10
羊の肝臓	0.35
馬の肝臓	0.35
山羊の肝臓	0.35
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.35
豚の腎臓	0.10
羊の腎臓	0.35
馬の腎臓	0.35
山羊の腎臓	0.35
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.05
牛の食用部分	0.35
豚の食用部分	0.10
羊の食用部分	0.35
馬の食用部分	0.35
山羊の食用部分	0.35
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.05
乳	0.10
鶏の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.10
鶏の腎臓	0.10
鶏の食用部分	0.10
鶏の卵	0.02
干しうどり	10

※ 今回残留基準を設定するボスカリドとは、畜産物にあっては、ボスカリド、代謝物B[2-クロロ-N-(4'-クロロ-5-ヒドロキシフェニル-2-イル)ニコチンアミド]及び代謝物Bのグルグロン酸抱合体をボスカリド含量に換算したものの和をいい、その他の食品にあっては、ボスカリドのみをいうこと。

(注1)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注2)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ビーマン及びなす以外のものをいう。

(注3)「その他のナツツ類」とは、ナツツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

(注4)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しようが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注5)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレスン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

シメコナゾール(Simeconazole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴い要請があったもの。										
構造式	<p>The chemical structure shows a triazole ring connected to a central carbon atom. This central carbon is bonded to a hydroxyl group (OH), a phenyl group (a benzene ring), and a silicon atom (Si). The silicon atom is bonded to three methyl groups (CH₃) and one fluorine atom (F).</p>										
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	トリアゾール系殺菌剤 菌類の細胞膜成分であるエルゴステロール生合成系の、ラノステロールのC ₁₄ 位脱メチル化を阻害することで作用すると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	適用拡大申請:かぼちゃ、うめ／べと病、うどんこ病、灰星病										
我が国の登録状況	稲、りんご、だいすき等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 韓国においてきゅうり、ぶどう等に農薬登録がなされている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量(ADI) 0.0085 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0.85mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>24.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>51.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>22.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>27.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	24.5	幼小児(1~6歳)	51.1	妊婦	22.1	高齢者(65歳以上)	27.7
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	24.5										
幼小児(1~6歳)	51.1										
妊婦	22.1										
高齢者(65歳以上)	27.7										
意見聴取の状況	平成21年7月28日に在京大使館への説明を実施 現在、パブリックコメント及びWTO通報手続中										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.1	0.1	○			<0.02, <0.02 / <0.02, 0.02 / 0.02
大豆	0.2	0.2	○			0.04, 0.04 / 0.06(#), 0.13(#) / 0.01, 0.02
ねぎ にんにく	0.2 0.1	0.2 0.1	○ ○			<0.02(#), <0.02(#) <0.02(葉ねぎ) 0.05(#), <0.02(#) / <0.02 (根深ねぎ) <0.02(#), <0.02(#)
トマト	0.2	0.2	○			0.02(#), 0.03(#)
きゅうり かぼちゃ すいか	0.3 0.2 0.1	0.3 0.2 0.1	○ 申 ○			0.06(#), 0.08(#) 0.06(#), 0.11(#) <0.05(#), <0.05(#) <0.02(#), <0.02(#) <0.02(#), <0.02(#) / <0.02(#), <0.02(#)
メロン類果実	0.1	0.1	○			
みかん なつみかんの果実全体	0.1 0.3	0.1 0.3	○ ○			0.02(#), <0.02(#) 0.06(#), 0.05(#)
レモン	0.3	0.3	○			(なつみかん, ゆず参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.3	0.3	○			(なつみかん, ゆず参照)
グレープフルーツ	0.3	0.3	○			(なつみかん, ゆず参照)
ライム	0.3	0.3	○			(なつみかん, ゆず参照)
その他のかんきつ類果実	0.3	0.3	○			0.02(#), 0.08(#)(ゆず)
りんご	0.5	0.5	○			<0.03, <0.03 / 0.04, <0.03 / 0.04, <0.03 / 0.14, 0.04
日本なし 西洋なし	0.5 0.5	0.5 0.5	○ ○			<0.03, 0.07 / 0.07, 0.07 / 0.18, 0.06 (日本なし参照)
もも ネクタリン あんず(アプリコットを含む) すもも(ブルーンを含む)	0.7 0.5 1 0.3	0.7 0.5 1 0.3	○ ○ ○ ○			0.04, <0.03 / 0.04, <0.03 / 0.16, 0.30 (果肉) 0.66, 0.30 / 0.59, 0.26 / 3.73, 9.89 (果皮) 0.14, 0.03 0.40, 0.28 <0.05, <0.05
うめ おうとう(チェリーを含む)	1 3	1 3	申 ○			0.50, 0.39 1.13, 0.61
いちご	3	3	○			0.22, 1.48
ぶどう かき	0.2 0.2	0.2 0.2	○ ○			0.8(#), <0.02(#) <0.03(#), 0.06(#)
茶	10	10	○			4.54, 1.39 / 4.67(#), 2.50(#) / 2.5, 6.0 / 4.4(#), 8.2(#)(荒茶) 1.72, 0.56 / 1.80(#), 1.10(#) / 0.93, 2.17 / 1.64(#), 2.54(#)(浸出液)
その他のスパイス	0.3	0.3	○			0.08(#), 0.08(#)(みかん の果皮)
魚介類	0.02	0.02				

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。